

基本計画について

■基本計画の見方

第5次日野町総合計画基本構想は、将来像『ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち』を実現するため、7つの基本方針のもと、16の政策 52の施策から成り立っています。また、自治をかなえる町の運営を進めるため、①住民とともに自治をかなえる町の運営の仕組みづくりを進める、②地域とともに「自治の力」を支える組織能力を高める、③まちづくりを支える健全な財政運営を進める取り組みを設けています。

それぞれの施策を確実に推進していくため、この基本計画では、「施策がめざすべき方向性」を明らかにし、「施策の現状」及び「施策の課題」を洗い出した上で、課題解決に向けた「主な事業・取り組み」を展開しています。



■政策展開の考え方

美しい自然、伝統ある歴史、そして元気な人など日野町にはたくさんの「たから」があります。このように、「たから」とは、経済的な価値だけでなく、「歴史や文化・自然」「日野町に住む人」「日野町に縁のある人」など、非経済的な価値も含めた町全体を「たから」であると考えています。

第5次総合計画では、町の「たから」を発見し、それを次の世代につなぎ、まちづくりに活かしていくという内発的発展のまちづくりの考え方が反映されています。

しかし、町の「たから」を活かしていくには、行政と住民の協働に基づく「学びと知恵」をまちづくりの推進力に変えていく必要があります。

例えば、「教育による学びの輪が子育てに、子育ての取り組みが公民館活動に、公民館活動がコミュニティ活動に、コミュニティ活動がまちづくり全体につながる」など、1つの政策とまちの「たから」との融合により、波及性のある取り組みに発展させることが重要です。

今後、「住民主体のまちづくり」、行政との「新しい公共」の関係づくりに向けて、住民と行政職員がさらに研究に取り組み、進取の気象のもと、常に新しいことにチャレンジするとともに、住民との役割分担について話しあいながら、未来に向かってまちづくりを進めます。

これまでの「自分たちのまちのことは自分たちで考え実践していく」という自治の基本を大切にしながら力をあわせて“自治の力で輝くまちづくり”を展開し、町の「たから」を未来につないでいきます。

政策①

認めあい、ともに進める自由で垣根のないまちづくり

施策(1) 心豊かな生活を営むため一人ひとりの人権意識を高める

▶ 施策がめざすべき方向性

一人ひとりが基本的人権と人間の尊厳への正しい理解と認識を深め、お互いに尊重していくための自主的な学習を進め、意識の高揚を図ります。

▶ 施策の現状

内 容

- 日野町における人権への先進的な取り組み成果や「人権教育のための国連 10 年日野町行動計画」の日野町人権施策推進懇話会による点検・評価と提言に基づき、住民の自主的な人権学習を進める「日野町人権学習推進指針」を策定し、「人権と福祉のまちづくり」*をめざして、施策を推進しています。
- 人権擁護委員による特設人権相談、学校や介護・福祉施設の訪問、人権週間での啓発などを通じて、住民に身近な人権擁護制度への理解や活動を推進しています。
- 日野町人権啓発推進連絡協議会や各地区人権啓発推進協議会及び各地区での特色ある活動を支援しています。また、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が取り組んでいる日野町子育て教育合同研究会などと連携し、人権意識の高揚に努めています。
- 「人権と福祉のまちづくり」*を推進するため、日野町人権啓発推進員の助言を受け、さまざまな人権をテーマに「ふれあい学習会」を毎年開催しています。また、日野町人権啓発推進連絡協議会や各地区人権啓発推進協議会を通じて、学習会や広報の発行及び字別懇談会を実施し、人権意識の高揚を図っています。
- 各地区人権啓発推進協議会における人権啓発のリーダーを養成するため、人権委員研修会や人権学習講座を実施しています。
- 企業訪問や人権研修会などにより、町内企業に町の人権施策を説明するとともに、人権啓発活動の推進や基本的人権を尊重した採用選考を要請しています。
- 学校では人権教育全体計画に基づく取り組みとともに、子どもたちの人間関係の把握といじめ等の防止に努め、早期発見・早期対応など組織的な対応をしています。
- 人権は憲法の平和理念のもとで保障されるものであることから、「非核日野町宣言」などをもとに、「日野町反核平和のつどい」をはじめとして平和の尊さを啓発しています。

*「人権と福祉のまちづくり」：地域に住んでいる誰もが平等に、人間らしい暮らしを営める生活条件を社会的に整備すること。このために、住民は自主的・主体的に取り組み、これらを町は支援するとともに、必要な社会的条件の整備に責任を持ちます。

▶ 施策の課題

内 容

- 日野町人権啓発推進員と連携し、「日野町人権学習推進指針」を住民へ普及・推進することが必要です。
- 女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人などのさまざまな人権課題について、日野町人権施策推進懇話会の提言をもとに新たな年次計画を立て、取り組む必要があります。
- 住民に身近な人権擁護・救済のための制度として、人権擁護委員の周知を図る必要があります。
- 日野町人権啓発推進連絡協議会や各地区人権啓発推進協議会が、それぞれの特色を活かしながら連携して取り組み、活動を発展させていく必要があります。
- 各地区人権啓発推進協議会の特色ある活動を継続させるため、人権学習を推進するリーダーの養成が必要です。
- 町内の企業に対しては、事業所での人権担当窓口の設置や自主的な研修会の開催を促すなど、継続的な啓発活動が必要です。
- 学校では人権教育全体計画にそって、年間を通じた取り組みにすることが必要となっています。特に、いじめについては、いつでもどこでも起こることを前提に、日常的に教員の鋭い人権感覚を養う必要があります。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 日野町人権啓発推進員と協議し、「日野町人権学習推進指針」に基づく住民の自主的・主体的な人権学習を進め、「人権と福祉のまちづくり」をめざします。
- 2) 人権施策の展開にあたっては、「人権と福祉のまちづくり」の視点に立って、理解を深められるよう「日野町人権学習推進指針」に基づき取り組むとともに、必要に応じて、日野町人権施策推進懇話会を設置して、住民の視点で人権施策の点検・評価に取り組みます。
 - 人権施策は、さまざまな行政施策の中で人権を保障していくことであることを明らかにして取り組みます。
 - さまざまな人権の課題に対応するため、施策の推進にあたっては、住民の主体性とその支援を重視し、わかりやすいものとします。また、人権推進本部の要としての総合的機能を強化するとともに年次計画を策定し、毎年の成果を検証します。
- 3) 法務局の人権擁護活動と連携し、住民に身近な人権擁護・救済のための制度として、人権擁護委員による特設人権相談をはじめ、制度の普及・啓発に取り組みます。
- 4) 日野町人権啓発推進連絡協議会および各地区人権啓発推進協議会の情報交流を進め、連携して、豊かな人権学習機会の確保と全ての住民の人権学習への積極的な取り組みを促進します。また、公民館を人権学習の拠点として、各地区人権啓発推進協議会を中心に取り組みます。
- 5) 人権委員研修会、人権学習講座の開催を通じて、身近な人権課題への気づきから人権学習を地域において推進することができるリーダーを養成します。
- 6) 企業訪問や人権研修会の開催により、労働環境の整備・充実とともに、人権に対する正しい理解と認識に向けた企業内での人権学習の推進を要請し、情報提供などの支援に努め、企業と従業員の人権意識の普及・高揚を図ります。
- 7) 学校では、人権意識の高揚のための継続的な取り組みについて計画性を持って推進するとともに、児童生徒が自発的に基本的人権、特に人間の尊厳の重要性を理解できるよう学習の機会を持ち、いじめについても継続して指導していきます。
- 8) 子育て・教育相談センターや早期療育施設、保健センター等の役割を重視し、相談体制の整備・充実に努め、家庭と学校・幼稚園・保育所の連携を強化します。
- 9) 「非核日野町宣言」の周知とともに、広く住民と連携し戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さに対する意識高揚と啓発に努めます。



政策①

認めあい、ともに進める自由で垣根のないまちづくり

施策(2) 男女がともに行動し参画する

▶ 施策がめざすべき方向性

性別や年齢、国籍や文化、生活習慣等の違いにかかわらず、地域の誰もが認めあい、交流できる地域の絆をはぐくみ、垣根のない交流を創出します。

特に、男性と女性が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野へ共に参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざします。

▶ 施策の現状

内 容

- 自治会組織や各種委員会における取り組みにより、女性の役職や委員への参画、女性役員の登用などが進み、共同参画の意識は高まりつつあります。
- 「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～」に基づき取り組みを進めています。
- 人権尊重の理念を大切にした学校づくりと教育を推進しています。
- 農家の家族経営協定締結を推進し、男女が共に農業経営に参画できる環境づくりを進めています。また、農業の分野における女性の地位向上に向け、女性農業委員の増加や農村女性活動グループへの支援をしています。
- 毎年、事業所を対象に労働実態の調査を行い、男女別の役職者や社員の構成状況などを把握しています。
- 町内企業を対象とした人権研修会などで、ワーク・ライフ・バランスの啓発をするとともに、企業内人権研修啓発推進訪問時などにおいても啓発しています。
- 男女が共に働けるよう保育サービスや介護サービスの拡充に努めています。特に、共働き家庭の保育ニーズにあわせ、保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育を実施し、環境を整備しています。

▶ 施策の課題

内 容

- 一人ひとりが地域の一員として、男女共同参画による住みよい地域づくりへの意識高揚を図る必要があります。
- 男女平等社会の実現のため、さまざまな組織の役員として男女が共同して参画する仕組みづくりが必要となっています。
- 学校では男女平等をはじめ、人はみんな平等であることを基本とした取り組みをさらに進める必要があります。
- 女性が積極的に農業経営に参画できる環境づくりをはじめ、農業委員などでも、女性が選出されるような経営体の形成や地域づくりに取り組む必要があります。
- 商工自営業者等の女性の経済的自立を商工会と連携して促していく必要があります。
- 女性労働者に占める非正規雇用の割合が高い現状をふまえ、企業の社会的責任として、男女が共にいきいきと働き続けられる雇用環境を整備していくことを求めていく必要があります。
- 男女が共にいきいきと働き続けられるために、保育サービスや介護サービスを拡充する必要があります。
- 改正DV防止法に基づくDV防止・被害者保護への対応を検討する必要があります。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 家庭生活をはじめ地域活動など、あらゆる分野で男女が共同して参画できる社会や環境づくりをめざして、地域ぐるみによる啓発と学習を推進します。
- 2) 男女がともに仕事と家庭・地域生活が両立できるワーク・ライフ・バランスの推進のため、保育や介護サービスの拡充に努めます。
- 3) 男女共同参画社会の実現に向け、「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～」に基づき、滋賀県男女共同参画センターなどとの連携を図り、住民参加も含めた総合的な推進体制を整備するとともに、学習や情報交換などの機会の充実を図ります。
- 4) 学校では、男女平等をはじめ、人はみんな平等であることの視点に立った教育に努め、児童生徒が自ら学ぶ機会をもてるよう取り組みます。
- 5) 農林商工自営業については、関係団体・機関と連携し、経営や方針決定過程への女性の参画拡大の啓発に努め、女性の経済的・社会的地位の向上を図ります。
- 6) 「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～」などに、DV防止・被害者保護に関する事項を位置づけ、その対応に努めます。



さんかく塾「新家族セミナー」



さんかく塾「新家族セミナー」

政策①

認めあい、ともに進める自由で垣根のないまちづくり

施策(3) 世代をこえきずなをはぐくむ

▶ 施策がめざすべき方向性

地域の誰もが認めあい、交流できる地域の絆をはぐくみ、世代をこえた垣根のない交流を創出します。

▶ 施策の現状

内 容

- 地域における世代間の交流活動を支援しています。
- 子ども会活動をはじめ、学校や各種団体において、世代間交流に取り組まれています。
- 伝統行事等を通じて、世代間の交流が図られています。

▶ 施策の課題

内 容

- 地域（自治会）において世代間で交流する取り組みが進むよう、啓発及び働きかけが必要です。
- 社会全体で人と人とのつながりが希薄化する中、伝統行事等がなく核家族が多い地域では、世代間交流の場づくりが必要となっています。
- 団塊の世代や高齢者などが、活躍できる場の提供が必要となっています。
- 学校等において、多様な世代が参加・交流できる仕組みが必要です。



幼稚園児とのもちつき大会

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 地域における伝統行事・伝統工芸の伝承をはじめ、各種事業を通じた世代間交流に対する支援により自治会等の取り組みを推進し、地域の誰もが認めあい、交流できる地域の絆をはぐくみ、世代をこえた垣根のない交流を創出します。
- 2) 公民館活動等を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代が、自由に交流できる場を提供します。また、公民館事業などを幅広い層が企画・立案するなど、住民ニーズに応じた交流の場づくりを進めます。
- 3) 団塊の世代や高齢者の持つ豊富な経験・技術・知識等をたからとして活かし、世代間交流を促進します。
- 4) 学校・幼稚園・保育所において、多様な世代が参加・交流できる仕組みづくりを進めます。



昔遊び



おじいちゃんおばあちゃんと楽しく過ごす会（さくら園）

政策①

認めあい、ともに進める自由で垣根のないまちづくり

施策(4) まちとひとの国際化・多文化共生を進める

▶ 施策がめざすべき方向性

性別や年齢、国籍や文化、生活習慣等の違いにかかわらず、地域の誰もが認めあい、交流できる地域の絆をはぐくみ、垣根のない交流を創出します。

特に、国際化時代への認識を高め、国際感覚豊かな住民を育て、諸外国のまちや人との交流を図るとともに、日常の生活における多文化共生を進めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 国際親善協会により、姉妹都市交流している韓国恩山面とブラジル国エンブ市の使節団の派遣や招請に取り組み、住民参加の相互理解を進めています。また、ドイツ国ノンシュタット・アイッシュ市とは、文化産業交流提携をしています。
- 国際化、国際理解等に関する広報啓発活動を行うとともに、中学生の教育交流や外国語教育の推進を図っています。また、田舎体験で外国からの人を受け入れ、国際・多文化への理解が進んでいます。
- 外国人向けの生活関連ガイドの作成とともに、外国語通訳を配置しています。
- 中学校では、外国語（英語）指導助手（ALT）活用などにより、国際理解教育を推進し、諸外国の生活や文化・伝統など、多様な価値観を尊重する意識高揚に努めています。また、ブラジルなど外国籍の児童・生徒の指導にあたり、日本語指導や異文化理解教育を推進しています。

▶ 施策の課題

内 容

- 幅広く国際化、国際理解を進めるため、広報等の継続的な取り組みが必要です。
- 時代のニーズ等にあった国際親善の活動を進める必要があります。
- 姉妹都市との交流を継続し、その経験を地域等で共有していく取り組みが必要です。
- 町内在住の外国人のキーパーソン発掘と多文化共生を推進できるリーダーの養成や、ボランティアの育成・確保が必要となっています。
- 在住外国人同士や在住外国人と地域住民の交流を進める必要があります。
- 国際理解の教育を推進するため、小学校へ英語教育を拡大する必要があります。
- 言語の違いによる理解不足などから発生する、生活上の障がいの克服のため、外国人相談窓口の充実や公共施設標識などの外国語標記、外国人向けガイドブックの作成などが必要となっています。
- 在住外国人の国籍が多様化し、さまざまな言語への対応が必要となっています。また、日本語が通じない外国籍の児童生徒や保護者とのコミュニケーション不足を解消する、環境づくりが必要となっています。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 地域や学校、企業・事業所、団体等において、国際化、国際理解について、住民にわかり易い広報啓発活動を進めます。
- 2) 国際親善については、国際親善協会の活動をはじめ、住民や地域、在住外国人のニーズにあった活動を展開するとともに、県及び他市町の多文化共生関係団体等との連携により、多文化共生の学習を進めます。
- 3) 姉妹都市であるブラジル国エンブ市と韓国扶余郡恩山面の交流を継続的に進めます。また、交流の経験を活かせるよう、学校や地域などで多くの人が異文化を学び、共有できる機会を設けます。
- 4) 町内在住外国人などを含めた多文化共生を推進するリーダーやボランティアの発掘・育成・確保とともに、さまざまな分野（田舎体験含んでいる）において、姉妹都市をはじめとする国際都市交流を進め、住民が参画・交流できる機会づくりを促進します。
- 5) 多様な国籍を持つ人たちと、お互いの町や文化を理解しあう多文化共生を目的とした、地域の活動を支援します。
- 6) 外国語活動や国際理解教育を推進します。また、ALTの活用等により小学校の外国語活動を進めます。
- 7) 各国語に対応した生活ガイドブックの作成や相談窓口の設置、さらに外国人にわかりやすい案内板の設置など、在住外国人が安心して暮らせるよう支援します。
- 8) 語学講座の開催や外国籍の児童・生徒への母国語支援と日本語教育などを、在住外国人の協力と協働により進めます。

外国人登録人数と総人口における割合



資料：住民基本台帳、外国人登録台帳



21世紀東アジア青少年大交流計画での日野祭囃子体験